

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」及び「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」等の一部改正（案）に関する意見公募手続の実施について

1. 改正の趣旨

本協会は、自主規制規則の改正案をまとめ「意見公募手続の実施に関する規則」に基づき、2月29日から3月20日の間、意見公募手続を実施いたします。

つきましては、本件についてご意見がございましたら、2024年3月20日（水）までにお寄せください。

- (1) 暗号資産関連デリバティブ取引に関しては、金融商品取引法上禁止しているクレジットカード払いが、自主規制規則上においては特段の言及がありませんが、これを改正し禁止を明確にします。
- (2) 金融商品に関する不招請勧誘は取引所外（店頭）取引に対して行われているものでありますが、今後、海外の取引所である CME¹で上場されている暗号資産（暗号資産関連市場デリバティブ取引）が国内に持ち込まれた場合、国内では不招請勧誘の対象外になることが見込まれることから、対象とすべく自主規制規則の改定を行います。

2. 改正する規則およびガイドライン

- (1) 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則
- (2) 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」に関するガイドライン
- (3) 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則
- (4) 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」に関するガイドライン
- (5) 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則
- (6) 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」に関するガイドライン
- (7) 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る情報の安全管理に関する規則

¹ Chicago Mercantile Exchange：シカゴ・マーカンタイル取引所。日経平均先物等だけではなく、暗号資産デリバティブ商品も取り扱っている。暗号資産については、機関投資家向けにビットコインの先物とオプションの提供を行っていたが、2021年には、個人投資家もターゲットに含めたビットコイン先物の提供を開始した。

3. 主な改正の内容

- (1) 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則
 - 第3条第2項に「会員は、暗号資産関連デリバティブ取引を行うにあたり、利用者に対して、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号の利用をさせてはならない。」を新設する。
- (2) 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」に関するガイドライン
 - ① 第3条第2項関係として「本項は、金商法第44条の2第1項第3号及び金商業府令第149条第1項第1号に従って、暗号資産関連デリバティブ取引を行うに当たって、いわゆるクレジットカードの利用を利用者にさせてはならないことを確認的に規定するものです。なお、同号に基づき、クレジットカードの利用に限らず、資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為が禁止されますので留意が必要です。」を新設する。
 - ② 第11条関係から「カード決済を利用した取引においては、カード会社から利用承認を確認した時点をもって受領確認とするものとします。この場合、顧客がカード会社との決済を失念しないように、決済予定日を記載し通知することは好ましい方法の1つと考えられます。」を削除する。
- (3) 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則
 - ① 第4条第5項にある「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」から「店頭」を削除する。
 - ② 第11条にある「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」から「店頭」を削除する。
- (4) 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」に関するガイドライン
 - 第11条関係の「本条は、金商業府令第117条第1項第26号に対応する規定であり、「当該顧客が行う暗号資産関連デリバティブ取引と対当する取引」とは、同号の規定に従い、当該暗号資産関連デリバティブ取引から生じ得る損失を減少させる取引を意味します。」を「本条の「当該顧客が行う暗号資産関連デリバティブ取引と対当する取引」とは、当該暗号資産関連デリバティブ取引から生じ得る損失を減少させる取引を意味します。金商業府令第117条第1項第26号に対応する規定であります。暗号資産関連店頭デリバティブ取引に限らないことに留意する必要があります。」に改定する。
- (5) 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則
 - 第7条第2項第8号にある「デビットカード及びクレジットカード等を利用して」から「及びクレジットカード」を削除する。
- (6) 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則」に関するガイドライン

- 第7条第2項第8号関係を削除する。
- (7) 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る情報の安全管理に関する規則
 - 第24条第1項第3号「(3) クレジットカード情報」を削除し、第4号「(4) その他顧客に損失が発生する可能性のある情報」の「(4)」を「(3)」に改定する。

4. 添付資料

- (1) 【資料1】暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則・ガイドライン（改正後）
- (2) 【資料2】暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則・ガイドライン（新旧対照表）
- (3) 【資料3】暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則・ガイドライン（改正後）
- (4) 【資料4】暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則・ガイドライン（新旧対照表）
- (5) 【資料5】暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則・ガイドライン（改正後）
- (6) 【資料6】暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則・ガイドライン（新旧対照表）
- (7) 【資料7】暗号資産関連デリバティブ取引業に係る情報の安全管理に関する規則（改正後）
- (8) 【資料8】暗号資産関連デリバティブ取引業に係る情報の安全管理に関する規則（新旧対照表）

5. 提出期限

2024年3月20日（水） 24時まで

以 上